

(第3次)

府中市行政改革大綱

平成18年1月

広島県府中市

はじめに

今次の行政改革は、府中市の命運をかけた闘いとなります。これに失敗するならば、府中市は消えてなくなることも考えられないことではありません。

地方自治体が、本当の意味で住民に選択される時代が来ました。住民に十分なサービスを提供できない自治体、住民が期待する発展を成しとげられない自治体は、住民に居住地として選んでもらえず、あっさりと逃げられてしまう時代が来たのです。

地方分権の本格的な流れは、従来、横一線の色彩が濃かった市町村行政に、はっきりとした差異を容認することとなりました。今までは、必要な行政サービスの保証を国・県に対して権利のように要求していればよかったし、それである程度は通用もしていました。しかしもはや、それは昔の良き時代の話となってしまいました。全てはそれぞれ自治体の努力次第という訳です。

これは大変厳しいことですが、逆に見れば、この改革に成功しさえすれば、地方自治体として更に明るい未来が開かれることも意味しています。苦勞すれば結果が付いてくる、やりがいもあるという訳です。

ここにまとめられた行革大綱の実行は、このような意味において選択の余地がありません。着実に実行するのみです。府中市の未来のために、市民とともに全庁一丸となって取り組もうではありませんか。

平成18年1月

府中市行政改革推進本部
本部長 府中市長 伊藤吉和

目 次

1	改革の経緯	2
2	基本的な考え方	2
3	重点課題	3
4	適用期間	3
5	計画目標	3
	(1) 組織・機構の見直し	3
	(2) 事務事業の見直し	4
	(3) 定員管理の適正化と職員の能力向上	4
	(4) 給与の適正化	5
	(5) 財政の健全化	5
	(6) 公営企業の経営健全化	6
	(7) 公社の経営健全化	6
	(8) その他	6
6	推進方法	7
	用語説明	8

(第3次) 府中市行政改革大綱

1 改革の経緯

府中市では、昭和62年に「府中市行政改革大綱」を策定した。その後、平成11年8月には「(第2次) 府中市行政改革大綱」を策定し、社会経済情勢の変化と地方分権の推進など時代の変化に対応した、簡素で効率的な行政運営をめざして、行政の組織や事務事業の見直し、職員定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化など積極的に行政改革を進めてきた。

そのなかで、保育所の統廃合・外部委託、学校給食配送業務の外部委託、消防署の広域化、財務会計システム[※]の導入、庁内LAN[※]の整備、などを行うとともに、適正な職員の定員管理に努め、一定の成果を上げてきた。

2 基本的な考え方

行政改革は、複雑多様化する行政需要に応え、市民サービスの向上を図るため、日常的に取り組まなければならない。

21世紀を迎え、経済の低成長が続くなか、わが国では少子・高齢化の進展、市民ニーズの多様化、地球環境に対する関心の高まり、IT[※]化の急激な進歩などあらゆる分野で大きな変革が進んでいる。

地方自治体においても、地方分権[※]が積極的に推進されるなか、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、市民福祉の向上と活力のある地域社会の構築を図っていく必要がある。そのためには、民間の経営感覚を持ち込むことが、公務組織の活性化の面でも必要な時期に来ている。公共サービスの担い手を官民共通の土俵で競争入札して決める「市場化テスト」の導入の動きにみられる、20世紀とは違う、民間ビジネスと公共ビジネスの垣根を取り払い、相互が努力して質を高めあうような時期に入っている。

一方、本市の財政状況は、歳入面においては、財源の確保が非常に厳しくなることが予想され、歳出面においては、義務的経費[※]等の増額により財政の硬直化が加速し、今後の財政運営は、極めて厳しい局面を避けて通れない状況である。

このような状況を十分認識したうえで、平成17年4月にスタートした「第3次府中市長期総合計画[※]」との整合性を図りながら、総務省が示す指針を踏まえ、次の視点に立って、行財政の改革を推進するものである。

- (1) 行政の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民への説明責任を十分果たし、開かれた市政の推進に取り組む。

- (2) スクラップ・アンド・ビルド※を徹底しながら、全ての領域において既存の制度を見直し、改革に取り組む。
- (3) 従来の「行政運営」の視点を「経営」の視点に変え、民間企業の経営における発想・手法などを導入し、改革に取り組む。
- (4) 分権型社会に対応できる政策形成能力など総合的な行政能力を有する意欲的な人材の育成に取り組む。

3 重点課題

基本的な考え方に基づき、新たな行政改革の推進を図るため、これまでの本市の行政改革の経緯と実情を踏まえ、次の項目を重点課題として行政改革に取り組むものとする。

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 定員管理の適正化と職員の能力向上
- (4) 給与の適正化
- (5) 財政の健全化
- (6) 公営企業の経営健全化
- (7) 公社の経営健全化
- (8) その他

4 適用期間

平成17年度から平成26年度までとする。なお、府中市行政改革推進本部においてその推進状況を把握し、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応して必要に応じて見直しを行う。

5 計画目標

- (1) 組織・機構の見直し

市民の多様なニーズや新たな行政課題に対する施策について、市民の満足度を高めるために、常に組織・機構の見直しを行い、簡素で効率的な組織をめざす。

- ① 政策形成機能、総合調整機能を重視した組織・機構構築の一層の推進を図る。
- ② 人口動態や行政ニーズを的確に把握し、多様なニーズに即応できる柔軟な組織の編成に努める。

- ③ 組織・機構の見直しにあたっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る。
- ④ 今後の保育体制の整備・充実に向け策定された保育体制再編整備計画に基づき、保育所等の効率的運営を進める。
- ⑤ 小中学校が共通の教育目標をもち、確かな学力と生きる力の基礎基本を育てる小中一貫教育の推進に向け、学校の適正配置を進める。

(2) 事務事業の見直し

厳しい財政状況にあって、新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、絶えず、事務・事業の改善、見直しを行うとともに、市民サービス向上の見地から事務手続きの簡素、効率化を進める。

- ① 効率的・効果的な行政運営を行うため、行政評価[※]システムの活用や民間活力の利用など行財政運営の適正化を推進する。
- ② 事務事業の執行にあたっては、行政が行うべき分野、市民と行政等が一体となって取組む協働の分野、市民の責任において推進していく分野など範囲の見直しをし、地域の活性化と行政のスリム化を図る。
- ③ 民間委託、指定管理者制度[※]の活用等により行政運営の効率化や市民サービスの維持向上等が図られる事務・事業については、県からの事務権限の委譲を含め、これを積極的に推進する。
- ④ 地域産業の活性化に資する「事業の民営化」について研究、検討する。
- ⑤ 補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方及び補助効果等を精査のうえ、終期の設定、廃止、統合等による整理合理化をめざす。
- ⑥ 財政の健全化のために、受益者負担の適正化や公共事業のコスト縮減を推進する。
- ⑦ 情報通信技術の活用により、事務事業の簡素化、効率化、信頼性の向上を図れる電子自治体[※]システムの構築を推進する。

(3) 定員管理の適正化と職員の能力向上

組織・機構の見直し、事務事業の見直し、IT化などによる事務の効率化を積極的に推進することにより、適正な定員管理を図る。

- ① これまでの定員管理の実績、今後の行政ニーズの動向等を考慮した定員適正化計画を策定する。計画の策定にあたっては、定員モデル[※]や類似団体別職員数[※]の状況を参考に検討する。
- ② 新たな行政ニーズには職員の配置転換や事務改善などにより、全体

のなかでできるだけ現員数による対応とする。

- ③ 定員管理の状況については、市民の理解と協力を得るため定期的に公表する。

また、職員の資質の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限引き出し活用するため、次の事項に留意して取り組む。

- ④ 地方分権により、市の権限は高まるとともに、地域の実情に沿った政策づくりができるようになる。そのための職員の政策形成能力、創造的能力や条例、規則等に関する知識等法制執務能力を高める研修の充実を図る。
- ⑤ 職員の提案制度を設け、効率的な行政運営に役立てる。
- ⑥ 市民・企業と共に創造するまちづくりに向けて、職員の意識改革や地域活動などへの参加促進を図る。

(4) 給与の適正化

職員給与については、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度、運用、水準の適正化を推進する。

- ① 国に準拠した制度及び運用を基本に、適正な給与体系構築に努める。
- ② 時間外勤務手当については、事務事業の見直しやITの活用による事務の効率化等により、縮減に努める。
- ③ 特殊勤務手当[※]については、制度の趣旨を踏まえ、適正化を図る。
- ④ 給与の状況については、市民の理解と協力を得るため定期的に公表する。

(5) 財政の健全化

長期にわたる低経済成長や人口減少等により、市税収入が伸び悩む一方で、少子・高齢化の進展に伴う福祉政策の充実等により、人件費、扶助費[※]、公債費[※]等の義務的経費が著しく増加しており、財政構造の硬直化が進んでいる。

今後、地方分権時代にふさわしい足腰の強い地方自治体として、地域の担い手となるためには、安定した財源の確保が強く求められるとともに、地方財政の自主性を高めていくことが必要である。

そのため、市税等自主財源の確保により一層努力するとともに、歳出全般の効率化を図り、将来にわたる健全な財政運営の確保に努める。

- ① 歳入の増収及び確保（国・県支出金、市税収入、税外収入の増収、確保）

- ② 歳出の抑制及び削減（物件費[※]等の削減、補助金等の見直し、公債費の縮減、投資的経費[※]の見直し）
- ③ 財政の状況については、市民の理解と協力を得るため定期的に公表する。

（6）公営企業の経営健全化

公営企業は、独立採算制の原則を踏まえ、常に企業の経済性を発揮するとともに、目的である公共の福祉を増進するように、運営されなければならない。

- ① 病院事業
病院運営に当たっては、設置目的、機能、役割を踏まえ、経営理念や方針を明らかにし、地域医療において果たすべき役割の重要性と責任を自覚し、業務の運営に努める。
- ② 水道事業
計画的かつ適切な投資を行い、経営の一層の効率化、健全化を図る。経費節減を図り、コスト削減をより一層進め普及率の向上に努める。そのため、需要者へ情報提供し、理解と協力を得ていく。
- ③ 下水道事業
計画的かつ効率的な整備を推進し、水洗化率の向上を図る。そのため、職員の経営意識の向上に努める。

（7）公社の経営健全化

- ① 土地開発公社
国の財政支援制度を活用した土地開発公社経営健全化計画に基づき、計画的な土地の買戻し、民間事業者への貸付による有効利用、造成事業土地の販売などを促進し、経営の健全化を図る。
- ② まちづくり振興公社
指定管理者制度における指定業者となり得るよう公共施設の管理運営の効率化や活性化に努めるなか、収益性のある施設については独立採算制を追求する。

（8）その他

- ① 電子自治体の推進については、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化[※]の推進、住民基本台帳ネットワークシステム[※]等の利活用等に積極的に取り組む。

- ② 職員に対する福利厚生事業については、市民の理解を前提に、点検・見直しを行い、適正に事業を実施する。

6 推進方法

行政改革を推進する具体的な実施事項については、平成17年度から平成26年度までの実施計画（前期5ヶ年、後期5ヶ年）を策定して実施するものとする。

行政改革の実施にあたっては、市長を本部長とする府中市行政改革推進本部で進捗状況の把握を行い、全庁的に取り組む。併せて、広報紙等を通して公表に努める。

用語説明

あ 行

IT

情報通信技術。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す用語。

か 行

義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費をいいます。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされています。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされています。

行政手続のオンライン化

市役所の各種手続が、自宅や会社からインターネットなどを使って市民がいつでもどこからでも簡単に必要な行政サービスを受けることができるよう、行政手続や行政情報の電子化を進めていくこと。

行政評価

行政の仕事について、効率性（どれだけ費用をかけずに実施できたか）、有効性（どれだけ目標が達成できたか）を、事務事業の実施にかかった費用やその事務事業の結果や成果を示す指標（数値）を用いて評価することをいいます。

公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入れ金の利息の合計です。人件費、扶助費とともに義務的経費のひとつとなっています。市にあっては県からの貸付金の返還金及びその利子が含まれます。

さ 行

財務会計システム

府中市では平成10年度から財務会計システムを導入し、従来の手書きの帳票、集計処理及び予算要求等を電算化しました。さらに平成15年度からは財務会計帳票等の電子決裁化を行い、予算執行の起票、決裁を電子化して行うシステムを運用しています。

指定管理者制度

地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理運営を行わせる制度で、指定の対象には民間事業者等が含まれます。この制度の導入により公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることが可能となりました。

住民基本台帳ネットワークシステム

すべての市町村・都道府県をネットワークで結び、住民票コードを基に、住民票に記載された氏名、住所、性別、生年月日などの情報を国・地方を通じて利用するシステム。全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となります。

スクラップ・アンド・ビルド

限られたコストの中で効率よく配分するため、採算や効率の悪いものを整理し、一方で新たに生まれてくる行政ニーズを満たすために新たなものを設けること。

た 行

第3次府中市長期総合計画

府中市では、平成7年に「きらめき府中共創計画」（計画期間：平成7年度～平成16年度）を策定し、市政の基本指針として推進してきました。しかし、平成16年4月1日甲奴郡上下町を編入し、新たなまちづくりの課題やニーズが生まれてきたので、新たな将来ビジョンと発展の方向を示すまちづくりの基本指針として平成17年3月に策定しました（計画期間：平成17年度～平成26年度）。

地方分権

地方分権は、中央集権の反対語として使用され、これまで国に集中していた行政の決定権を、より住民に身近な市町村や県（地方公共団体）にできるだけ移し、地域のことは地域で決められるようにすること。

庁内LAN

ローカル・エリア・ネットワークの略で、主として同一組織内で用いられる情報通信ネットワークのことを言います。庁内LANは、市役所庁舎内に配置されたパソコンを相互に接続してネットワーク化し、データ伝送を相互に行うことができるようにしたシステムをいいます。

定員モデル

人口、世帯数、面積、事業所数、農業就業人口、道路延長など行政需要に密接に関係すると考えられる指標と職員数との相関関係を分析し、これに基づいて各地方公共団体のモデル職員数（一般行政部門のみ）を算出するための算式。

電子自治体

市役所の各種手続が、自宅や会社からインターネットなどを使って市民がいつでもどこからでも簡単に必要な行政サービスを受けることができるよう、行政手続や行政情報の電子化を進めていくこと。

投資的経費

投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方自治体の予算科目では、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指すものとされています。

特殊勤務手当

職員の従事する勤務が、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とする場合であり、その特殊性を給料で考慮することが適当でない勤務に従事する場合に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当。

は 行

物件費

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。

扶助費

社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。

ら 行

類似団体別職員数

全国の市区町村を人口と産業構造を基準として、市については36のグループに分類し、そのグループごとに人口1万人当たりの平均職員数（普通会計のみ）を示したもので、総務省が作成します。